

第56回定時株主総会招集ご通知添付書類 第56期(2020年10月期) 事業報告

2019年11月1日から2020年10月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境が改善基調にありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動が大きく制限されるなど、予断を許さない状況が続いております。また、世界経済においても、米中貿易摩擦に加え、同感染症による移動制限や都市封鎖などの影響もあり景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。当社グループが関連する建設業界におきましては、公共投資は自然災害の復旧・復興工事や防災関連工事、インフラ老朽化対策に関わる国土強靱化計画の推進等を中心に底堅く推移した一方、民間建設

投資は投資マインドの低下による設備投資の冷え込みが懸念されるなど、注視すべき状況が続いております。このような状況のなか、当社グループでは、中期経営計画「Creative 60」(2020~2024年度)の実現に向け、国内営業基盤の拡充、海外展開、内部オペレーションの最適化の3つの重点施策の推進に努めました。また、感染症対策の実施や固定費の削減にも取り組みつつ、将来を見据えた人財の育成や国内外におけるアライアンスグループの基盤強化、市場環境を注視した資産戦略を図るなど、さらなる企業価値の向上に尽力いたしました。

2020年10月期の連結業績につきましては、売上高は1,790億53百万円(前年同期比0.9%減)となりました。利益面につきましては、期初計画どおり中古建機の運用期間の延長を図ったこと、また災害復旧向けに追加した設備投資に伴う減価償却費の負担増加の影響等から、営業利益は142億50百万円(同20.1%減)、経常利益は142億68百万円(同21.9%減)、また、親会社株主に帰属する当期純利益は84億66百万円(同25.9%減)となりました。セグメント別の概況については次ページのとおりであります。

(注)本事業報告には写真やグラフ、図などご参考となる資料を掲載しております。
ご参考となる資料には、本注釈と同系色(黄土色)の罫線や地色を配しています。

第56期事業報告

建設関連事業

主力事業である建設関連におきましては、公共投資は災害復旧工事やインフラ関連工事、防災関連工事の本格化等により比較的堅調に推移しましたが、民間建設投資は一部の現場で工事の中止や延期等が発生するなど、本格的な建設機械のレンタル需要の回復には至らない状況で推移いたしました。また、当社グループでは、国内外での高いシナジー効果の期待できる業務提携や、多種多様なご要望に即応可能な商品ラインナップの充実に努めるなど、営業基盤の強化を推し進めました。これらの結果、同事業における

地域別売上高の前年同期比は、北海道地区3.1%増、東北地区1.6%減、関東甲信越地区0.7%減、西日本地区4.8%増、九州沖縄地区1.7%増となりました。

なお、中古建機販売につきましては、期初計画どおりの売却を進めたことから、売上高は前年同期比26.4%減となりました。

以上の結果、建設関連事業の売上高は1,608億26百万円（前年同期比0.6%減）、営業利益は128億52百万円（同22.1%減）となりました。



その他の事業

その他の事業につきましては、福祉関連と情報関連は好調に推移した一方で、鉄鋼関連は鋼材価格の下落などもあり、売上高は182億26百万円（前年同期比

3.4%減）、営業利益は9億69百万円（同6.1%増）となりました。



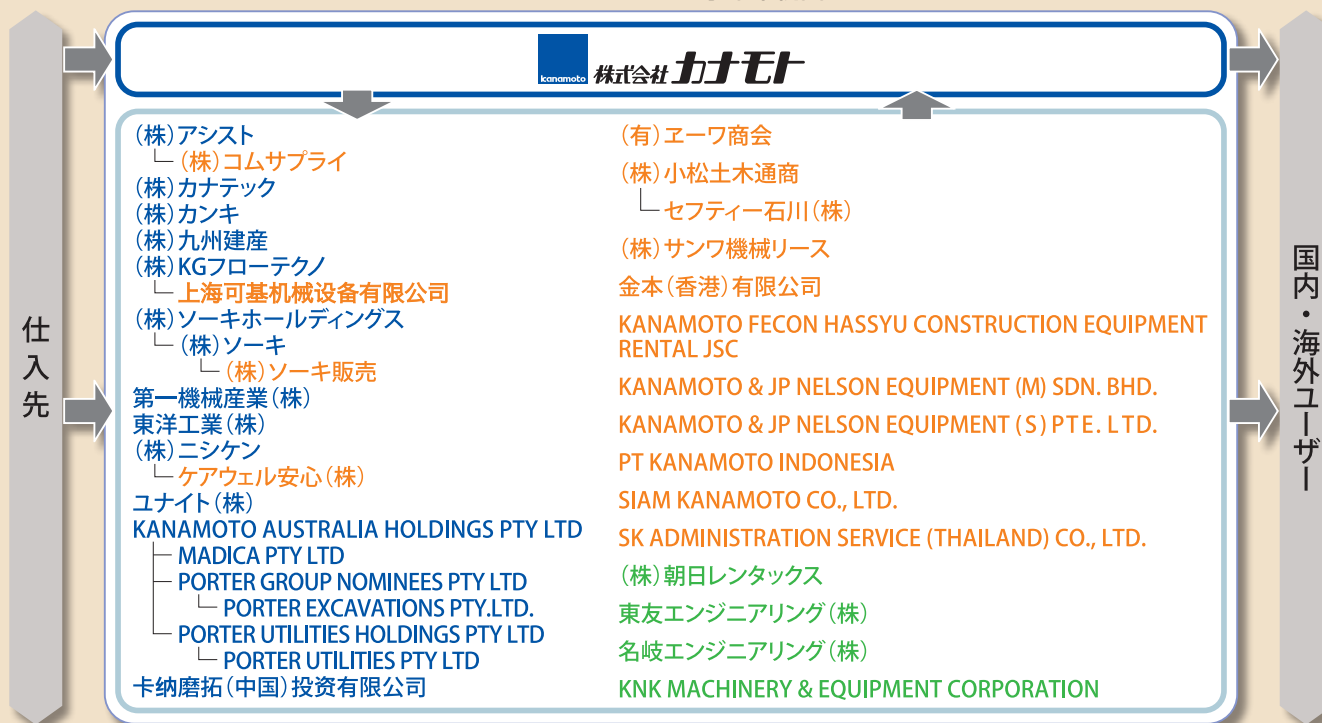
セグメント別売上高

(単位:百万円)

セグメント別	第55期 (2019年10月期)	第56期 (2020年10月期)	前年同期比増減率 (%)
建設関連事業	161,831	160,826	△ 0.6
その他の事業	18,862	18,226	△ 3.4
合計	180,694	179,053	△ 0.9

ご参考

カナモトグループ事業系統図



(注) ① 非連結子会社及び関連会社に対して持分法は適用していません。② ⇨はレンタル・サービスの提供、製品の販売を表します。
③ 青色は連結子会社、橙色は非連結子会社、緑色は関連会社を表します。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度において増資または社債の発行による資金調達は行っておりません。

② 設備投資

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資は総額385億85百万円で、その内訳はレンタル用資産の購入が341億13百万円、営業所の新設・移転・増設など社用資産投資額が44億71百万円であります。

当企業集団における主な事業所の新設

株式会社カナモト

特機エンジニアリング部荒尾機械センター（熊本県荒尾市） 倉敷営業所（岡山県倉敷市） 札幌小型機械センター（札幌市）

第56期事業報告

当企業集団における主な事業所の閉鎖

株式会社カナモト
青森特機センター（青森県青森市）

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

当社は2020年4月30日付で株式会社山本製作所より建機事業部門を譲受けました。

⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

当社は計測機器事業領域の強化等のため、2020年9月30日付で株式会社ソーキホールディングスの全株式を取得し、同社は当社の子会社（連結）となりました。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第53期 (2017年10月期)	第54期 (2018年10月期)	第55期 (2019年10月期)	第56期 (2020年10月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	158,428	168,188	180,694	179,053
経常利益 (百万円)	17,193	17,925	18,277	14,268
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	10,744	11,857	11,430	8,466
1株当たり当期純利益 (円)	304.05	335.54	295.30	221.45
総資産 (百万円)	227,155	241,374	268,182	300,362
純資産 (百万円)	91,788	102,031	121,779	126,188
1株当たり純資産額 (円)	2,440.41	2,707.49	2,981.68	3,150.30

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により景気の先行きは依然不透明であり、予断を許さない状況です。当社グループの主力事業である建機レンタルビジネスにおいては、営業エリアの特性と顧客のニーズに即応した資産の選択が重要であります。蓄積されたデータに基づき、営業効率の極大化を目指した資産構成を構築し、きめ細かな営業体制により強靱な収益体質を確立しなければなりません。

また、単なる物品賃貸にとどまらず、ワンストップで総合的な顧客サービスを行う「ゼネラルレンタルカンパニー」を志向する必要があります。

① 人材育成、グループ、アライアンスの強化

建機レンタル業界においては、企業間競争の激化により一段と峻別・淘汰が進み、合従連衡の気運が高まる可能性があります。建機レンタル業界の主導的企業にふさわしい知識とスキルを持つ社員の育成に努め、国内外の事業拡大に即応した人材育成に取り組んでまいります。

また、ゼネラルレンタルカンパニー化に欠かせない事業領域拡張のため、グループ企業との連携強化・アライアンス企業との関係強化を図り、グループ間のシナジー効果向上を実現させます。

② 資産戦略の深化

資産導入においては市場ニーズを最優先させますが、近年ICT工法など国内建設需要の内容が変化しつつあることから、現時点のみならず、将来の市場性や収益性を十分に検討し、導入すべき資産の構成と適正量を決定いたします。

③ メンテナンスコストの最適化

資産価値の維持・向上は建機レンタルビジネスにおける生命線であり、そのためのメンテナンスコストは欠かせませんが、支出にあたってはグループ内の知見を結集し、最適化することにより原価率の低減を目指します。

④ 海外事業

既進出国において営業活動を強化するのはもちろん、資産管理と収益管理を徹底し収益の底上げを図ります。

(5) 主要な事業内容 (2020年10月31日現在)

事業内容	主な取扱商品
建設関連事業	建設用機械・器具、建設用仮設資材、建設用保安用品、計測機器、仮設ユニットハウス等のレンタル・販売
その他の事業	型鋼、鋼板、丸棒等鉄鋼製品の販売、請負工事、コンピュータ等のレンタル・販売、福祉用具、介護用品のレンタル・販売等

● 第56期事業報告

(6) 企業集団の主要拠点等 (2020年10月31日現在)

① 主要な営業所及び工場の状況

当社は、本社管理本部を札幌市中央区に置き、営業統括本部を東京都港区に置いております。

なお、主要な営業所の数は下記のとおりであります。














■ 国内地域別事業所数 (非営業部門は除く)

	地域名	建設関連事業		その他の事業	
		当社単独	連結子会社	当社単独	連結子会社
国内	北海道	66	23	3	0
	東北	56	12	0	0
	関東	38	28	1	3
	中部	23	9	0	0
	近畿	8	18	0	9
	中国	3	3	0	11
	四国	4	1	0	0
	九州	3	82	0	22
海外	中国	0	1	0	0
	豪州	0	9	0	0
合計		387		49	

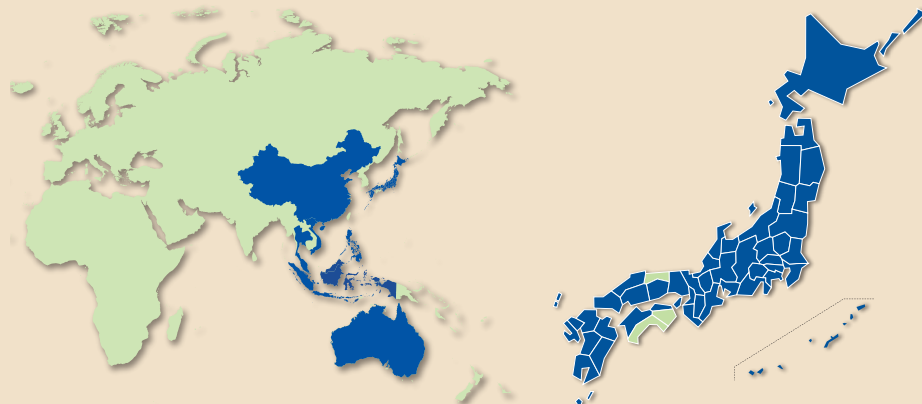
kanamoto ALLIANCE GROUP

カナモトアライアンスグループ

	株式会社カナモト
	株式会社アシスト
	株式会社カナテック
	株式会社カンキ
	株式会社九州建産
	株式会社KGフローテック 株式会社KGフローテックノ
	株式会社ソーキ ホールディングス
	株式会社ソーキ
	第一機械産業株式会社
	東洋工業株式会社
	株式会社ニシケン
	ユナイテ株式会社
	KANAMOTO AUSTRALIA HOLDINGS PTY LTD

	MADICA PTY LTD
	PORTER EXCAVATIONS PTY.LTD.
	PORTER GROUP NOMINEES PTY LTD
	PORTER UTILITIES HOLDINGS PTY LTD
	PORTER UTILITIES PTY LTD
	kanamoto (china) investment co., ltd. 卡纳磨拓(中国)投资有限公司
	エーワ商会 有限会社エーワ商会
	ケアアウェル安心株式会社
	小松土木通商株式会社
	株式会社コムサプライ
	株式会社サンワ機械リース
	セフティー石川株式会社 セフティー石川株式会社
	株式会社ソーキ販売

	金本(香港)有限公司 金本(香港)有限公司
	上海可基机械设备有限公司 上海可基机械设备有限公司
	KANAMOTO FECON HASSYU CONSTRUCTION EQUIPMENT RENTAL JSC
	KANAMOTO & JP NELSON EQUIPMENT (M) SDN. BHD.
	KANAMOTO & JP NELSON EQUIPMENT (S) PTE. LTD.
	PT KANAMOTO INDONESIA
	SIAM KANAMOTO CO., LTD.
	株式会社朝日レンタックス 株式会社朝日レンタックス
	東友エンジニアリング株式会社 東友エンジニアリング株式会社
	名岐エンジニアリング株式会社 名岐エンジニアリング株式会社
	KNK MACHINERY&EQUIPMENT CORPORATION
	菅機械工業株式会社 菅機械工業株式会社
	町田機工株式会社 町田機工株式会社



カナモトアライアンスグループの営業拠点は国内510拠点、海外も合わせると530拠点

第56期事業報告

② 企業集団の使用人の状況

	使用人数(名)
建設関連事業	3,168
その他の事業	305
全社(共通)	203
合計	3,676

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、役員、嘱託、臨時社員を含んでおりません。

2. 使用人数合計は前連結会計年度末に比べ395名増加しております。主な要因として当連結会計年度に株式会社ソーキホールディングスグループを連結範囲に含めたことにより146名、また、KANAMOTO AUSTRALIA HOLDINGS PTY LTDグループを連結範囲に含めたことにより93名それぞれ増加していることによります。

3. 全社(共通)として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

③ 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,999	+60	38.2	11.0

(注) 使用人数は就業人員であり、役員、嘱託、臨時社員を含んでおりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社アシスト	136	100.0	什器備品・保安用品等のレンタル・販売
株式会社カナテック	100	100.0	仮設ユニットハウスの設計・販売
株式会社カンキ	99	93.6	建設機械のレンタル・販売
株式会社九州建産	70	90.1	基礎機械を主力とする建設機械のレンタル・販売
株式会社ソーキホールディングス	1	100.0	持株会社
第一機械産業株式会社	20	100.0	建設機械のレンタル・販売
東洋工業株式会社	31	100.0	シールド工法関連の周辺機器のレンタル・販売
株式会社ニシケン	1,049	77.6	建設機械、仮設資材、福祉用具、介護用品等のレンタル・販売
ユナイ特株式会社	1,144	66.9	道路建機のレンタル・販売、道路工事施工
株式会社KGフローテクノ	20	100.0	地盤改良工事や地下構造物建築に利用する特殊機械のレンタル・設計製造販売
卡纳磨拓(中国)投资有限公司	2,376	100.0	建設機械のレンタル・販売
KANAMOTO AUSTRALIA HOLDINGS PTY LTD	5,687	100.0	持株会社

(注) 1. 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

2. 株式会社カンキ及び株式会社ニシケンの出資比率は、自己株式を控除して算出しております。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2020年10月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	5,885
株式会社北洋銀行	4,640
株式会社みずほ銀行	3,775
株式会社北海道銀行	3,720
株式会社七十七銀行	3,675
北海道信用農業協同組合連合会	3,115
農林中央金庫	2,820
株式会社青森銀行	1,305
株式会社福岡銀行	1,075
株式会社西日本シティ銀行	1,075

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要の経営課題の一つとして位置付けております。配当政策に関しましては、今後も事業環境に関わらず一定の配当を安定して行い、さらに業績に応じた利益還元を加えていきたいと考えております。その上で、財務体質の強化と将来の積極的事業展開に必要な内部留保の充実を図ることを基本方針としております。

当期2020年10月期の期末配当は40円、中間配当25円と合わせて、1株当たり年間配当は65円とすることを取締役会で決議しております。

また、内部留保金は、レンタル用資産等の設備投資の源泉として株主資本充実に充てる予定です。なお、資本政策を機動的に行えるよう自己株式買入れの体制も整えております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

● 第56期事業報告

2. 会社の株式に関する事項**株式の状況** (2020年10月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 130,000,000株
- ② 発行済株式の総数 38,742,241株 (自己株式939,142株を含む)
- ③ 株主数 9,536名

④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,483	9.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,486	3.93
オリックス株式会社	960	2.54
カナモトキャピタル株式会社	915	2.42
株式会社北海道銀行	888	2.35
東京海上日動火災保険株式会社	802	2.12
株式会社北洋銀行	763	2.02
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	702	1.86
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	698	1.85
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	668	1.77

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 2. 当社は自己株式を保有していますが、上記大株主から除外しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は2020年3月17日開催の取締役会決議により、2020年3月18日から2020年6月17日(約定ベース)の期間で市場買付けにより、自己株式935,800株を取得しました。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項 (2020年10月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
金本 寛中	代表取締役会長	卡纳磨拓(中国)投资有限公司董事長
金本 哲男	代表取締役社長 執行役員 営業統括本部長	東洋工業株式会社代表取締役社長 ユナイト株式会社代表取締役会長 株式会社KGフローテクノ代表取締役会長 株式会社ソーキホールディングス代表取締役社長 金本(香港)有限公司董事長 KANAMOTO & JP NELSON EQUIPMENT(S) PTE. LTD. 代表取締役 KANAMOTO AUSTRALIA HOLDINGS PTY LTD代表取締役社長
成田 仁志	取締役 執行役員 業務部長	株式会社カナテック代表取締役社長
金本 龍男	取締役 執行役員 レンタル事業部長 兼 レンタル事業部北海道地区統括部長 兼 鉄鋼事業部管掌	
平田 政一	取締役 執行役員 レンタル事業部副事業部長 兼 特販部長	
儀野 浩之	取締役 執行役員 経理部長 兼 事務センター管掌	
麻野 裕一	取締役 執行役員 債権管理部長	
橋口 和典	取締役 執行役員 人事部長 兼 事業開発室長	
内藤 進	取締役(社外取締役)	
有田 英司	取締役(社外取締役)	
米川 元樹	取締役(社外取締役)	社会医療法人北楡会理事長
田端 綾子	取締役(社外取締役)	弁護士
金本 栄中	常勤監査役	
横田 直之	常勤監査役	
生島 典明	監査役(社外監査役)	
松下 克則	監査役(社外監査役)	
石若 保志	監査役(社外監査役)	公認会計士

- (注) 1. 取締役内藤進氏、取締役有田英司氏、取締役米川元樹氏、取締役田端綾子氏は社外取締役であります。
 2. 監査役生島典明氏、監査役松下克則氏、監査役石若保志氏は社外監査役であります。
 3. 監査役松下克則氏は、銀行業務の経験が長く、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役石若保志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 取締役内藤進氏、取締役有田英司氏、取締役米川元樹氏、取締役田端綾子氏は、当社が株式を上場している東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。
 6. 監査役生島典明氏、監査役松下克則氏、監査役石若保志氏は、当社が株式を上場している東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。
 7. 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める限度額としております。

第56期事業報告

(2) 取締役及び監査役の報酬額等の総額

区 分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役(うち社外取締役)	11(2)	101(3)
監査役(うち社外監査役)	6(4)	30(4)
合 計	17(6)	132(7)

(注) 1. 上記の支給人員には、無報酬の取締役2名(社外取締役)は含まれておりません。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等相当額87百万円(賞与を含む)は含まれておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、1991年1月24日開催の第26回定時株主総会において年額240百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、2007年1月26日開催の第42回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職状況

取締役米川元樹氏は、社会医療法人北楡会の理事長であります。社会医療法人北楡会と当社との間には特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	内藤 進	当事業年度開催の取締役会6回のうち5回に出席しており(出席率83%)、議案及び審議に関し必要な助言・提言を適宜行っております。
取 締 役	有田 英司	就任以降開催の取締役会5回すべてに出席しており(出席率100%)、議案及び審議に関し必要な助言・提言を適宜行っております。
取 締 役	米川 元樹	当事業年度開催の取締役会6回のうち5回に出席しており(出席率83%)、議案及び審議に関し必要な助言・提言を適宜行っております。
取 締 役	田端 綾子	就任以降開催の取締役会5回すべてに出席しており(出席率100%)、議案及び審議に関し必要な助言・提言を適宜行っております。
監 査 役	生島 典明	当事業年度開催の取締役会6回すべてに(出席率100%)、また、監査役会8回すべてに出席しており(出席率100%)、市政に関与し行政運営に携わってきた豊富な経験から、必要な助言・提言を適宜行っております。
監 査 役	松下 克則	当事業年度開催の取締役会6回すべてに(出席率100%)、また、監査役会8回すべてに出席しており(出席率100%)、長年の金融機関への勤務経験及び他社における常勤監査役としての経験から必要な助言・提言を適宜行っております。
監 査 役	石若 保志	就任以降開催の取締役会5回すべてに(出席率100%)、また、監査役会4回すべてに出席しており(出席率100%)、主に公認会計士としての専門的見地から必要な助言・提言を適宜行っております。

(注) 上記のほか、意思決定の迅速化を図るため会社法第370条の規定に基づく書面決議を14回実施しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額(百万円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	45
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等を総合的に検討し、また過去の報酬実績も参考にして、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、合意された手続業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する決定を行います。

第56期事業報告

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は2015年4月23日の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定の決議をいたしました。それに伴い、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についても改定を行いました。決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社は、企業理念として「倫理規程」を定め、これをコンプライアンスに関する規範とする。社長を委員長とするコンプライアンス委員会の下、全社を挙げて法令・倫理規程遵守の体制を整備するとともに、当社の企業理念、社員行動基準を集約したハンドブックを作成し、全役員に配布することでコンプライアンス精神の浸透を図っております。また、相談・通報制度として、窓口を社内のみならず社外にも設置し、社員等からの相談・通報を直接受け入れた際は、問題の早期解決を図りつつ、通報者の秘密を厳守するとともに、通報者が不利益を被ることがないように万全の体制を期しております。なお、重要な法的課題に対しては社長直轄の諮問機関として法務室を設置し、意思決定において適法な判断を行うことができるものとしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および社内に定める文書取扱規程、文書保存規程に則り文書等の保存を行っております。また、情報の管理については内部情報管理規程および一般情報管理規程に沿い、個人情報については当社の個人情報保護規程および個人情報保護マニュアルに沿って対応しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および当社子会社は、各部門が所管業務に付随するリスクを認識、評価する仕組みを整備し、事前に予防する体制を構築しております。各部門の権限と責任を明確にし、取締役会の下、組織横断的にリスク管理の状況を監督し、新たなリスクを発見できる体制を構築しております。また、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生、または発生するおそれが生じた場合は、「有事対応マニュアル（コンティンジェンシー・プラン）」に基づき適切に対応するとともに、再発防止策を講じます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および当社子会社は、定期的開催する定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定、経営戦略・事業計画の執行および監視に関する意思決定を機動的に行っております。当社の取締役会では、子会社の財務状況その他の重要事項の報告を受けております。経営計画については、次期事業年度および中期の予算を立案し、具体的数値に基づいた全社的な目標を各部門の責任者に示しております。各部門では部門目標を設定し、達成に向けて、進捗管理と具体的施策を実行しております。また、当社は、経営の意思決定の迅速化を図りつつ、監督責任と執行責任を明確化するため執行役員制度を導入し、各執行役員は取締役会から示された経営計画の達成を担うものとしております。また、取締役の任期は1年とし、変化の激しい経営環境に迅速に対応するものとしております。

⑤ 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の「倫理規程」をグループ各社へ準用するよう求め、そこで規定されるコンプライアンス委員会や相談・通報制度の対象範囲をグループ企業全体に広げ、業務の適正化が行き渡るようにしております。

また、当社および関係会社は金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制および決算財務報告に係る内部統制ならびに業務プロセスの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行っております。なお、財務報告に係る内部統制において、各組織(者)は以下の役割を確認しております。

[1] 経営者は、組織のすべての活動において最終的な責任を有しており、本基本方針に基づき内部統制を整備・運用しております。

[2] 取締役会は、経営者の内部統制の整備および運用に対して監督責任を有しており、財務報告とその内部統制が確実に実行しているか経営者を監視、監督しております。

[3] 監査役は、独立した立場から、財務報告とその内部統制の整備および運用状況を監視、検証しております。

[4] 内部統制監査室は、監査規程に則り、当社および関係会社における財務報告に係る内部統制の有効性について経営者に代わり独立した立場で客観的に評価し、必要に応じてその改善、是正に関する提言とともに経営者ならびに取締役会に報告しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要があれば監査役の業務補助のため監査役スタッフを置く体制を整えております。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとするので、監査役の指示の実効性を確保しております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人の人事（任命・異動・評定）については、監査役の同意を得るものとします。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役に対する監査を行うため取締役会に出席し、その他重要な意思決定や業務執行状況の把握のため、主要な会議や委員会へも出席します。当社および当社子会社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告しております。常勤監査役は、稟議書の回覧を受け、必要に応じて、取締役および使用人にその説明を求めることができます。監査役に報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないものとします。

また、監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換をしており、内部統制監査室は、監査終了後すみやかに、監査の結果について、代表取締役ならびに監査役に監査報告書を提出します。

なお、監査役および内部統制監査室は、会計監査人や弁護士など外部の専門家と、情報の交換を行うなど連携を図っております。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用または債務を処理しております。

⑩ 反社会的勢力を排除に向けた体制

当社は、「倫理規程」のなかで、社会の秩序や安全ならびに企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や個人・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の取引や関係を遮断し、一切関わらないこととする旨を定め、対応部署において外部専門機関などから情報を収集するとともに、社内研修など、社員教育に努めております。また、有事の際には、所轄警察署、顧問弁護士等と連携し、組織的に反社会的勢力からの不当要求を遮断、排除するものとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社および当社子会社は金融商品取引法の定めに従い、每期内部統制の整備および運用状況を評価し、その適正性について外部監査人による監査を実施しております。

また、統制レベルを維持、強化する目的から、内部統制監査室による当社および関連会社の監査を每期実施しており、必要に応じ、経営者および取締役会ならびに監査役会、内部統制委員会に報告しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

■ 連結損益計算書

	第56期 (2019.11.1~2020.10.31)
	(単位:百万円)
売上高	179,053
売上原価	127,925
売上総利益	51,128
販売費及び一般管理費	36,877
営業利益	14,250
営業外収益	740
受取利息及び配当金	215
受取保険金	77
受取賃貸料	86
受取出向料	91
貸倒引当金戻入額	28
その他	241
営業外費用	722
支払利息	82
為替差損	75
リース解約損	60
貸倒引当金繰入額	340
その他	163
経常利益	14,268
特別利益	30
固定資産売却益	17
補助金収入	12
特別損失	567
固定資産除売却損	206
投資有価証券評価損	171
関係会社株式評価損	188
税金等調整前当期純利益	13,731
法人税、住民税及び事業税	4,785
法人税等調整額	△ 381
当期純利益	9,327
非支配株主に帰属する当期純利益	860
親会社株主に帰属する当期純利益	8,466

■ 連結貸借対照表

【資産の部】	(単位：百万円)	第56期 (2020.10.31現在)
流動資産		120,952
現金及び預金		48,563
受取手形及び売掛金		41,451
電子記録債権		6,166
商品及び製品		1,205
未成工事支出金		148
原材料及び貯蔵品		1,234
建設機材		19,918
その他		2,495
貸倒引当金		△ 230
固定資産		179,410
有形固定資産		156,164
レンタル用資産		98,557
建物及び構築物		16,510
機械装置及び運搬具		1,585
工具、器具及び備品		481
土地		37,421
リース資産		29
建設仮勘定		1,577
無形固定資産		8,954
のれん		7,499
その他		1,455
投資その他の資産		14,291
投資有価証券		8,974
繰延税金資産		2,377
その他		3,557
貸倒引当金		△ 618
資産合計		300,362

【負債の部】	(単位：百万円)	第56期 (2020.10.31現在)
流動負債		87,606
支払手形及び買掛金		37,975
短期借入金		13,977
1年内償還予定の社債		44
リース債務		1,342
未払法人税等		2,401
賞与引当金		1,462
未払金		25,489
その他		4,913
固定負債		86,567
長期借入金		30,082
社債		24
リース債務		2,857
長期未払金		52,246
退職給付に係る負債		498
資産除去債務		545
繰延税金負債		221
その他		91
負債合計		174,174

【純資産の部】		
株主資本		117,744
資本金		17,829
資本剰余金		19,324
利益剰余金		82,599
自己株式		△ 2,009
その他の包括利益累計額		1,346
その他有価証券評価差額金		1,522
為替換算調整勘定		△ 126
退職給付に係る調整累計額		△ 49
非支配株主持分		7,097
純資産合計		126,188
負債・純資産合計		300,362

連結計算書類

■ 連結株主資本等変動計算書 第56期(2019.11.1~2020.10.31)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,829	19,324	76,638	△ 9	113,783
当期変動額					
剰余金の配当			△2,505		△2,505
親会社株主に帰属する当期純利益			8,466		8,466
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 0			△ 0
自己株式の取得				△ 2,000	△ 2,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	△ 0	5,960	△ 2,000	3,960
当期末残高	17,829	19,324	82,599	△ 2,009	117,744

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,918	0	△ 192	△ 2	1,723	6,272	121,779
当期変動額							
剰余金の配当					-		△ 2,505
親会社株主に帰属する当期純利益					-		8,466
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					-		△ 0
自己株式の取得					-		△ 2,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 395	△ 0	66	△ 46	△ 376	825	448
当期変動額合計	△ 395	△ 0	66	△ 46	△ 376	825	4,409
当期末残高	1,522	-	△ 126	△ 49	1,346	7,097	126,188

独立監査人の監査報告書

株式会社カナモト
取締役会 御中

2020年12月18日

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 達郎 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤森 允浩 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カナモトの2019年11月1日から2020年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カナモト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表1(4)②(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)に記載されているとおり、一部の国内連結子会社は、従来、レンタル用資産の減価償却方法について定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

● 連結計算書類に係る会計監査報告

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■ 損益計算書

	第56期 (2019.11.1~2020.10.31)
(単位:百万円)	
売上高	118,654
売上原価	88,411
売上総利益	30,243
販売費及び一般管理費	22,072
営業利益	8,170
営業外収益	1,082
受取利息及び受取配当金	269
受取賃貸料	329
受取出向料	210
貸倒引当金戻入額	56
その他	216
営業外費用	549
支払利息	40
為替差損	75
貸倒引当金繰入額	257
その他	176
経常利益	8,702
特別利益	15
固定資産売却益	3
補助金収入	12
特別損失	462
固定資産除売却損	101
投資有価証券評価損	171
関係会社株式評価損	188
税引前当期純利益	8,256
法人税、住民税及び事業税	2,620
法人税等調整額	△ 221
当期純利益	5,856

計算書類

■ 貸借対照表

【資産の部】	(単位:百万円)	第56期 (2020.10.31現在)
流動資産		80,105
現金及び預金		30,761
受取手形		5,664
電子記録債権		5,088
売掛金		19,449
商品及び製品		298
未成工事支出金		58
原材料及び貯蔵品		756
建設機材		16,260
前払費用		325
短期貸付金		693
その他		804
貸倒引当金		△ 55
固定資産		151,904
有形固定資産		114,062
レンタル用資産		65,587
建物		9,610
構築物		2,465
機械及び装置		1,050
車両運搬具		41
工具、器具及び備品		246
土地		33,672
建設仮勘定		1,388
無形固定資産		876
ソフトウェア		780
電話加入権		20
その他		76
投資その他の資産		36,965
投資有価証券		4,732
関係会社株式		28,849
出資金		10
長期貸付金		1,764
その他		2,614
貸倒引当金		△ 1,007
資産合計		232,009

【負債の部】	(単位:百万円)	第56期 (2020.10.31現在)
流動負債		61,719
支払手形		20,910
買掛金		6,152
短期借入金		9,860
未払法人税等		947
賞与引当金		769
未払金		20,186
未払費用		463
設備関係支払手形		990
その他		1,439
固定負債		66,487
長期借入金		23,490
長期未払金		42,655
資産除去債務		341
負債合計		128,207

【純資産の部】		
株主資本		102,289
資本金		17,829
資本剰余金		19,337
資本準備金		18,950
その他資本剰余金		387
利益剰余金		67,130
利益準備金		1,375
その他利益剰余金		65,755
固定資産圧縮積立金		22
別途積立金		57,731
繰越利益剰余金		8,001
自己株式		△ 2,009
評価・換算差額等		1,512
その他有価証券評価差額金		1,512
純資産合計		103,802
負債・純資産合計		232,009

■ 株主資本等変動計算書 第56期(2019.11.1~2020.10.31)

(単位:百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	17,829	18,950	387	19,337	1,375	22	51,731	10,650	63,780
当期変動額									
別途積立金の積立				-			6,000	△ 6,000	-
剰余金の配当				-				△ 2,505	△ 2,505
当期純利益				-				5,856	5,856
自己株式の取得				-					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-					-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	6,000	△ 2,649	3,350
当期末残高	17,829	18,950	387	19,337	1,375	22	57,731	8,001	67,130

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 9	100,938	1,884	1,884	102,823
当期変動額					
別途積立金の積立		-		-	-
剰余金の配当		△ 2,505		-	△ 2,505
当期純利益		5,856		-	5,856
自己株式の取得	△ 2,000	△ 2,000		-	△ 2,000
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-	△ 371	△ 371	△ 371
当期変動額合計	△ 2,000	1,350	△ 371	△ 371	978
当期末残高	△ 2,009	102,289	1,512	1,512	103,802

独立監査人の監査報告書

株式会社カナモト
取締役会 御中

2020年12月18日

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 達郎 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤森 允浩 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カナモトの2019年11月1日から2020年10月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影

響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年11月1日から2020年10月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年12月25日

株式会社力ナモト	監査役会
常勤監査役	金本 栄中 (印)
常勤監査役	横田 直之 (印)
社外監査役	生島 典明 (印)
社外監査役	松下 克則 (印)
社外監査役	石若 保志 (印)

(第56期事業報告了)

以上